



南相馬市教育委員会事務局教育総務課 作成

資料 2 - 2

R8.1.14 第3回大甕・太田地区学校適正化検討協議会
(南相馬市教育委員会事務局教育総務課)

小規模特認校の 取り組み事例について

南相馬市教育委員会



1 小規模特認校の取り組み事例

○【栃木県】栃木市の事例 ※令和元年度南相馬市教育委員会視察研修先

・大宮南小学校（H25～）、国府南小学校（H26～）

⇒一定の制度利用者があり、制度の適用を継続している

⇒地理的要因と地域住民による学校の特色と魅力向上・発信

・真名子小学校（H26～）、小野寺北小学校（H27～）

⇒制度利用者が少なかったため、制度の適用を平成31年度から停止した
（小野寺北小学校については、同市立小野寺南小学校に統合）

文部科学省

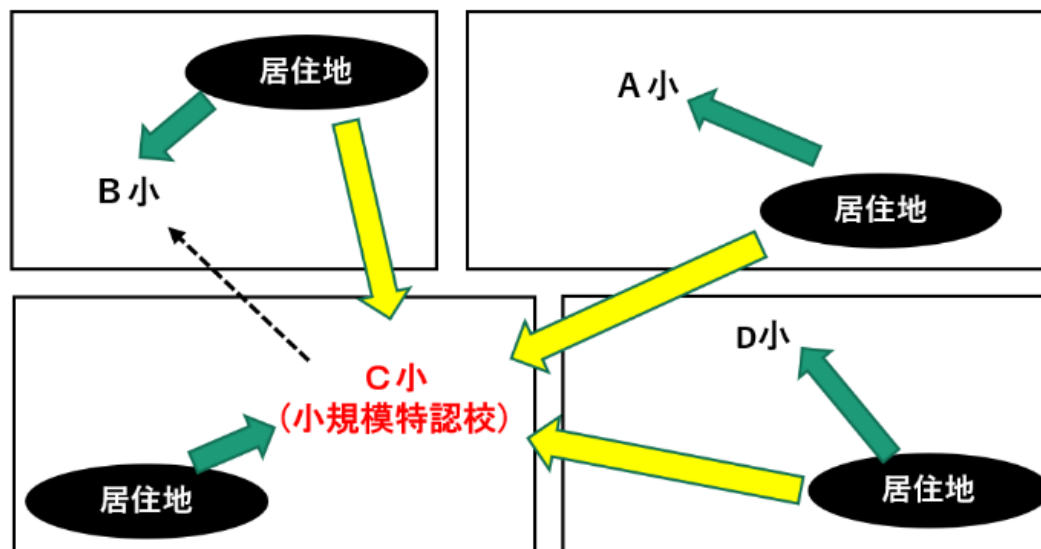
平成30年度「学校魅力化フォーラム」開催報告

事例紹介：栃木市「小規模特認校の導入と成果」

動画リンク：<https://x.gd/1rFI1>



資料2－1 参照





2 栃木市立小学校小規模特認校実施要綱の概要

項目	内容（要点）
趣旨	地域の自然、歴史、伝統等を生かし、小規模ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を行っている小規模特認校への入学・転入学希望者に対して、一定の要件のもと通学区外からの就学を認めるもの。
対象校	大宮南小学校、国府南小学校
対象児童	市内に住所を有する児童（入学予定者・在学者）
主な要件	学校の教育・PTA活動等への理解・協力／保護者責任で通学
受入人数	児童数・実態等を勘案し、毎年度、教育委員会が学校と協議して決定
受入時期	原則4月1日（例外規定あり）
在籍期間	原則卒業まで（取消規定あり）
中学校進学	住所地の中学校または特認校区域の中学校を選択可能

栃木市立小学校小規模特認校実施要綱（栃木市HPリンク）
<https://x.gd/UGPW5>

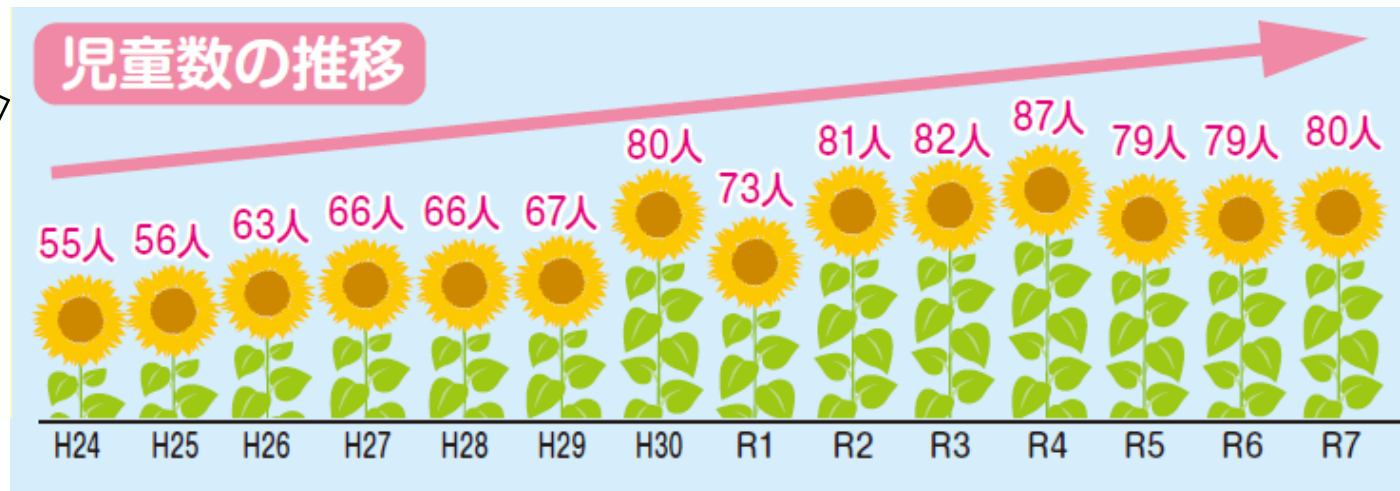




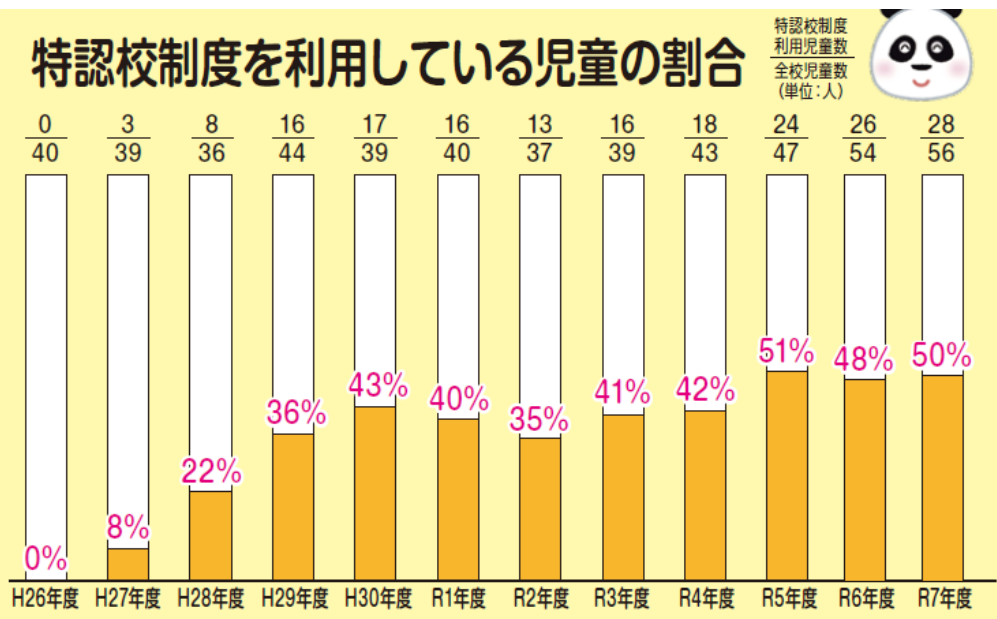
3 制度継続校の児童数の推移（令和7年度時点）

○大宮南小学校

「小規模特認校」として
13年目となる。
令和7年の児童数は
80名で、そのうち23名が
学区外から通っている。



特認校制度を利用している児童の割合



○国府南小学校

「小規模特認校」として11年目となる。
令和7年の児童数は56名で、そのうち
28名が学区外から通っている。



4 大宮南小学校の特色と主な取り組み等

(1) 学校の特色

- ① 表現力豊かにだれとでも進んでコミュニケーションをとり、自信を持って行動できる子の育成
- ② 少人数であることのメリットを最大限に生かしたきめ細かな指導

(2) 主な取り組み（学習の工夫）

- ① 合同学習やTT等で学びを深める（少人数を強みに転換）
- ② 朝の学び・放課後教室など、職員＋地域協働で学習支援
- ③ 1人1台端末等を活用し、ICT活用能力の向上を図る

(3) 交流・体験（地域とつながる）

- ① 幼保小・地域施設との交流、地域の方との学びを推進
- ② 国際理解・キャリア教育、異学年交流
(集会・共遊等)
- ③ 自然体験や校外学習、行事等の体験機会を重視

※令和7年度学校概要より要約

大宮南小学校「令和7年度学校概要」リンク

<https://x.gd/oPJjX>



大宮南小の活動



校外学習は外国人と交流



水辺の活動（自然体験）



放課後教室・学習支援



ひまわりまつり



5 国府南小学校の特色と主な取り組み等

(1) 学校の特色

- ①歴史・自然環境を活かし、主体的に学び合う子を育成
- ②小規模の良さで個に目が届き、学力と伸び伸び成長を両立

(2) 主な取組（学習の工夫）

- ①地域を活かした教育・体験活動を柱に学びの幅を確保
- ②専門講師の授業（外部人材活用）で多様な学びを導入
- ③クリエイティブ教育「oneclass」等、特色授業を展開

(3) 地域連携・支援（学校を支える仕組み）

- ①多分野の講師招聘（例：プログラミング等）の取組紹介
- ②地域ボランティア協力による放課後の学習支援

※R7年度学校PRパンフレット、広報とちぎより要約

2018 年度より、国府南小学校でスタートしたクリエイティブ教育『oneclass』プロジェクト。

同校の卒業生を中心とし、様々な分野のプロを講師にユニークな授業を展開

『oneclass』紹介リンク（Instagram）

https://www.instagram.com/oneclass_kounan/



国府南小の活動



地元いちごハウス見学



国庁太鼓



書道教室



6 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.入学・転入学の条件はありますか？

A.次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 市内に居住し、就学年齢の児童であること。
- ・ 小規模特認校の教育、P T A活動に賛同し、協力すること
- ・ 保護者の責任と負担において、通学すること。

Q.入学・転入学の時期は？

A.毎年4月です。

（ただし、教育委員会が認める場合はこの限りではありません。）



6 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.入学・転入学の手続きは？

A.まずは学校見学をしていただき、入学・転入学を希望される場合は教育委員会学校教育課へ連絡のうえ、申請書を提出してください。

Q.通学方法は？

A.保護者の責任において通学していただきます。
（自家用車での送迎、公共交通機関等になります。）
※通学費の補助はありませんので、ご了承ください。



6 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.中学校はどうなりますか？

A.児童の住所地の通学区域にある中学校、または、小規模特認校の区域にある中学校のいずれかを選択できます。

Q.受け入れは新1年生だけですか？

A.新1年生はもちろんですが、6年生までどの学年でも受け入れます。
小規模校ならではの教育を行うためには1学級20人程度と考えていますので、その範囲内で募集します。

※在学している児童の兄弟姉妹は、優先的に入学できます